

失踪宣告事件の国際裁判管轄の外国法制

1 ドイツ

死亡宣告及び死亡時点の確認に関する裁判については、失踪者若しくは死亡者が①最後に生存していた時点でドイツ人であったこと又は②ドイツ国内に常居所を有していたことが管轄原因となる（ドイツ失踪法（VerschG）第12条）。また、③ドイツ裁判所による死亡宣告又は死亡時点の確認に関して「正当な利益」が存する場合にも、ドイツ裁判所の管轄権が認められる。

2 オーストリア

①失踪者が最後に生存していた時点でオーストリア国籍を有していたこと、②失踪者がその財産をオーストリア国内に有していること、③失踪者の死亡事実が国内で判断されるべき権利又は法律関係にとって重大であること、④死亡宣告の申立てが失踪者の配偶者によってされた場合については、(i)当該配偶者がオーストリア国籍を有し、又は(ii)その常居所を国内に有し、かつ、失踪者との婚姻が成立した時点でオーストリア国籍を有していたことが管轄原因となる（オーストリア死亡宣告法第12条）。

3 スイス

①不在者の最後に知られた住所地のスイスの裁判所又は官庁が管轄権を有する（スイス国際私法（IPRG）第41条第1項）。また、②保護に値する利益があるときも、スイスの裁判所又は官庁が管轄権を有する（同条第2項）。

4 フランス

不在の推定（注1）及び不在宣告（注2）の国際裁判管轄については、①フランスに不在者の居住地若しくは最後の居所地がある場合又は②それが存在しない場合でフランスに申立人の居住地があるときに、フランス裁判所が管轄権を有する（国内土地管轄の規定を国際裁判管轄に転用）。また、③当事者の一方がフランス人の場合には、フランス裁判所が管轄権を有する（フランス民法典第14条及び第15条）。

（注1）利害関係人又は検察官の請求に基づき、後見裁判官が不在者につき不在状態を確認

し、その財産管理のため利害関係人らが適当な措置をとることを許す制度。

(注2) 不在の推定の確認判決後10年、又はこの確認がなくとも本人の生死不明の状態が20年以上継続している場合、大審裁判所は、利害関係人又は検察官の請求に基づき、不在宣告判決をすることができる。

5 中国

失踪宣告と死亡宣告を申し立てる利害関係者が、行方不明者の住所地の人民法院に申し立てることとされる(中国民事訴訟法第183条、184条)。

6 韓国

法院は、外国人の生死が不明である場合に、①大韓民国にその財産があるとき若しくは②大韓民国法によるべき法律関係があるとき又は③その他の正当な事由があるときは、大韓民国法によって失踪宣告をすることができる(韓国国際私法第12条)。

(注) この規定は、失踪宣告について外国人の本国に原則的管轄権があることを前提とするものの、それを明示的に規定せず、例外的管轄権についてのみ規定するものである。